

日本医療大学学則（案）

（平成 26 年 4 月 1 日制定）

第 1 章 総 則

（目 的）

第 1 条 日本医療大学(以下「本学」という。)は、教育基本法及び学校教育法並びに建学の精神に基づき、深く専門の学術を教授及び研究し、人間尊重を基盤とした専門職業人を育成して、社会の発展に寄与するとともに人々の健康及び生活の向上に貢献することを目的とする。

（所在地）

第 2 条 本学保健医療学部看護学科、リハビリテーション学科、診療放射線学科、臨床検査学科及び臨床工学科は、札幌市豊平区月寒東 3 条 11 丁目 1 番地 50 号に置く。

2 本学総合福祉学部介護福祉マネジメント学科及びソーシャルワーク学科は、札幌市清田区真栄 434 番地 1 に置く。

（自己評価等）

第 3 条 本学は、教育水準の向上及び活性化を図り、その目的と社会的使命を果たすため、教育研究活動等について自己点検及び評価を行う。

2 自己点検及び評価に関する事項については、別に定める。

（ファカルティ・ディベロップメント）

第 4 条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るため、組織的な研修及び研究の実施に努めるものとする。

（情報公開）

第 5 条 本学は、教育研究活動等の実施及び成果に関する情報を広く社会に公開するよう努めるものとする。

第 2 章 学部、学科及び修業年限

（学部及び学科）

第 6 条 本学に、保健医療学部を置き、次の学科を置く。

- (1) 看護学科
- (2) リハビリテーション学科 理学療法学専攻及び作業療法学専攻
- (3) 診療放射線学科
- (4) 臨床検査学科
- (5) 臨床工学科

2 本学に、総合福祉学部を置き、次の学科を置く。

(1) 介護福祉マネジメント学科

(2) ソーシャルワーク学科

3 本学に通信教育部を置き、通信教育部は総合福祉学部ソーシャルワーク学科に置く。

4 通信教育部の通信教育課程に関する事項は別に定める。

5 本学の学部及び学科の教育上の目的

生命の尊厳の理念に基づき、豊かな感性と教養で人間性を高め、高度な知識と技術を学修し、倫理的及び論理的な実践力で、地域社会に貢献する専門職業人を育成する。

(修業年限)

第7条 本学の修業年限は、4年とする。ただし、8年を超えて在学することはできない。

2 第16条により許可を得て留学した期間は、前項の修業年限に算入することができる。

第3章 入学定員及び収容定員

(入学定員及び収容定員)

第8条 本学の入学定員及び収容定員は、別表第1のとおりとする。

第4章 入学、休学及び退学等

(入学時期)

第9条 入学の時期は毎年4月とする。

(入学資格)

第10条 本学に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)

(3) 外国において、学校教育による12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有する者として認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)により文部科学大臣の行

う高等学校卒業程度認定試験に合格した者

(8) その他、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学が認めた者

(入学の出願)

第 11 条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて願いでなければならない。

2 提出期限、方法、提出すべき書類等に関する事項については、別に定める。

(入学者の選考)

第 12 条 入学志願者については、所定の入学試験を行い、合格者を決定する。

2 入学者の選考に関する事項については、別に定める。

(入学の手続及び入学許可)

第 13 条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに所定の手続きを完了した者に、学長は入学を許可する。

2 入学手続に関する事項については、別に定める。

(編入学)

第 14 条 本学への編入学を志願する者があるときには、選考のうえ、学長は教授会に意見を求め相当年次に入学を許可することがある。

(転入学)

第 15 条 他大学の学生で、本学への転入学を志願する者があるときには、選考のうえ、学長は教授会に意見を求め相当年次に入学を許可することがある。

(留 学)

第 16 条 外国及び国内の大学に留学を志望する者があるときには、学長は教授会に意見を求め留学を許可することがある。

(休 学)

第 17 条 疾病その他やむを得ない事由により、3 月以上修学できない者は、所定の書類を提出し、学長は教授会に意見を求め休学を許可することがある。

2 疾病その他の事由により修学が不相当と認められる学生に対して、学長は休学を命ずることがある。

3 休学期間は 1 年以内とする。ただし、通算して 2 年を超えることができない。

4 休学期間は、第 7 条に定める修業年限の期間に算入しない。

(復 学)

第 18 条 休学期間が満了したとき、又は休学期間中にその理由が消滅したときは、所定の書類を提

出し、学長は教授会に意見を求め復学を許可することがある。

(退学)

第 19 条 学生が退学しようとするときは、所定の書類を提出し、学長は教授会に意見を求め、許可する。

(再入学)

第 20 条 前条による退学者が 3 年以内に再入学を願い出た場合には、学長は教授会に意見を求め、これを許可することがある。

(除籍)

第 21 条 学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、学長は教授会に意見を求め、除籍することができる。

- (1) 第 7 条に規定する在学期間を超えるとき
- (2) 死亡の届出があったとき
- (3) 長期にわたり行方不明の届出があった場合
- (4) 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納入しないとき
- (5) 休学期間満了前に、復学、退学又は休学の願い出がないとき
- (6) 入学を辞退したとき

(外国人留学生)

第 22 条 外国人留学生とは、外国人で本学において教育を受ける目的をもって入学を志願し、許可された者をいう。

2 外国人留学生規程は、別に定める。

第 5 章 学年、学期及び休業日

(学年)

第 23 条 学年は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(学期)

第 24 条 学期は次の 2 学期に分ける。

- (1) 前期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで
- (2) 後期 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

(休業日)

第 25 条 休業日は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）で規定する日

(3) 創立記念日（5月2日）

(4) 春季休業

(5) 夏季休業

(6) 冬季休業

2 学長が必要と認めた場合には、前項の休業日を変更することができる。

第6章 授業科目、履修方法、試験及び成績の評価

（授業科目）

第26条 授業科目は、必修科目及び選択科目とする。

2 授業科目及び単位数は、別表第2のとおりとする。

（授業科目の履修方法）

第27条 授業科目の履修方法に関する事項は、別に定める。

（単位数の計算方法）

第28条 各授業科目の単位数は、1単位について45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により計算する。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(3) 1つの授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち、2以上の方法の併用により行う授業については、前各号の組み合わせに応じ、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

（試験）

第29条 履修した授業科目については、定期の試験を行い、学業成績を考査する。

2 試験に関する事項については、別に定める。

（成績の評価）

第30条 授業科目の成績の評価は、AA、A、B、C及びDとし、AA、A、B及びCを合格とする。

2 前項の成績評価基準については、あらかじめ明示するものとする。

3 合格した授業科目については、所定の単位を与える。

4 前項の成績は、学生に通知する。

(他大学等の授業科目の履修)

第 31 条 学長が教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学の授業科目を履修することを認めることができる。

2 前項により学生が履修した授業科目について修得した単位は、60 単位を超えない範囲で本学において修得した単位と認めることができる。

3 第 1 項及び前項により学生が授業科目を履修するために本学を離れて他の地に滞在する期間は、本学の在学期間を含めることができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第 32 条 学長が教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生の制度により修得した単位を含む)を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学長が教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に行った前条に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなすことができる。

3 前 2 項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、本学において修得した単位以外のものについては、前条により本学において履修したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

第 7 章 卒業及び学位授与

(卒業)

第 33 条 本学に 4 年以上在学し、別表第 2 及び別表第 3 に定める所定の授業科目及び単位を修得し、卒業認定基準を満たした者には、学長が教授会に意見を求め卒業証書・学位記を授与する。

2 前項の卒業認定基準については、あらかじめ明示するものとする。

3 第 1 項の在学年限には、休学の期間を算入しない。

(学位の授与)

第 34 条 卒業証書を授与された者には、次の区分に従って学士の学位を授与する。

保健医療学部

看護学科 学士(看護学)

リハビリテーション学科 学士(リハビリテーション学)

診療放射線学科 学士(診療放射線学)

臨床検査学科 学士(臨床検査学)

臨床工学科 学士(臨床工学)

総合福祉学部

介護福祉マネジメント学科 学士(福祉経営学)

ソーシャルワーク学科 学士(社会福祉学)

(資格の取得)

第 35 条 保健医療学部看護学科の所定の単位を修得し、卒業を認定された者には、保健師助産師看護師法に基づき、看護師国家試験の受験資格が与えられる。

2 保健医療学部リハビリテーション学科の所定の単位を修得し、卒業を認定された者には、理学療法士及び作業療法士法に基づき、理学療法士国家試験又は作業療法士国家試験の受験資格が与えられる。

3 保健医療学部診療放射線学科の所定の単位を修得し、卒業を認定された者には、診療放射線技師法に基づき、診療放射線技師国家試験の受験資格が与えられる。

4 保健医療学部臨床検査学科の所定の単位を修得し、卒業を認定された者には、臨床検査技師法に基づき、臨床検査技師国家試験の受験資格が与えられる。

5 保健医療学部臨床工学科の所定の単位を修得し、卒業を認定された者には、臨床工学技士法に基づき、臨床工学技師国家試験の受験資格が与えられる。

6 総合福祉学部介護福祉マネジメント学科の所定の単位を修得し、卒業を認定された者には、社会福祉士法及び介護福祉士法に基づき、介護福祉士国家試験の受験資格が与えられる。

7 総合福祉学部ソーシャルマネジメント学科の所定の単位を修得し、卒業を認定された者には、社会福祉士法及び介護福祉士法または精神保健福祉士法に基づき、社会福祉士国家試験または精神保健福祉士国家試験の受験資格が与えられる。

第 8 章 入学検定料、入学金及び授業料等

(授業料等)

第 36 条 入学検定料、入学金及び授業料等の金額は、別表第 4 のとおりとする。

(授業料等の納付)

第 37 条 授業料等は、別に定める期日までに納付しなければならない。ただし、特別の事情があると認められる者は、学長の許可を得て延納することができる。

(納付金の取扱い)

第 38 条 納付した入学検定料及び入学金は返還しない。

2 入学検定料、入学金及び授業料等の取扱いに関する事項は、別に定める。

第 9 章 別 科

(別科の名称)

第 39 条 本学に留学生別科を置く。

2 別科に関する事項については、別に定める。

第 10 章 賞 罰

(表 彰)

第 40 条 学生として表彰に値する行為があった者は、学長が教授会に意見を求め表彰することがある。

(懲 戒)

第 41 条 本学の学則に違反し、又は学生の本分に反する行為をした者は、学長が教授会に意見を求め懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、戒告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当した学生に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由なくして出席が常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第 11 章 教職員組織

(職員の種類)

第 42 条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手及び事務職員その他必要な職員を置く。

(学 長)

第 42 条の 2 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統監する。

(学部長)

第 43 条 学部に学部長を置き、本学の教授をもって充てる。

2 学部長は、学部に関する事項を統括する。

(学科長)

第 44 条 学科に学科長を置き、本学の教授をもって充てる。

2 学科長は学部長を補佐し、学科に関する事項を総括する。

(事務局)

第 45 条 本学に事務局を置く。

2 事務局に関する事項については、別に定める。

第 12 章 教授会等

(教授会)

第 46 条 本学に教授会を置き、教授会に関する事項については、別に定める。

(委員会)

第 47 条 本学に、大学運営に必要な委員会を置くことができる。

2 委員会に関する事項については、別に定める。

第 13 章 附属施設

(附属図書館)

第 48 条 本学に、附属図書館を置く。

2 附属図書館に関する事項については、別に定める。

(研究所)

第 49 条 本学に、認知症研究所を置く。

2 認知症研究所に関する事項については、別に定める。

(キャリアセンター)

第 50 条 本学に、キャリアセンターを置く。

2 キャリアセンターに関する事項については、別に定める。

第 14 章 雑 則

(改 廃)

第 51 条 本学学則の改廃は、学長が教授会のに意見を求め、理事会の議を経て、理事長が行う。

附 則

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 31 年 3 月末日に在学する学生については、従前のおりとする。
- 3 第 8 条第 1 項に規定する保健医療学部看護学科及びリハビリテーション学科の「収容定員」は、同項の規定に関わらず、平成 31 年度から平成 33 年度までは、次表のおりとする。

学 科 年 度	定 員	収 容 定 員		
	入 学 定 員	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
看 護 学 科	100 人	340 人	360 人	380 人
リハビテーション学科	120 人	360 人	400 人	440 人

附 則

この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

学 科 年 度	定 員	収 容 定 員		
	入 学 定 員	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
看 護 学 科	150 人	500 人	550 人	600 人
診療放射線学科	100 人	300 人	350 人	400 人

附 則

この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 入学定員及び収容定員

学部	学科	専攻	入学定員	収容定員
保健医療学部	看護学科		150 人	600 人
	リハビリテーション学科	理学療法学専攻	80 人	320 人
		作業療法学専攻	40 人	160 人
	診療放射線学科		100 人	400 人
	臨床検査学科		60 人	240 人
	臨床工学科		60 人	240 人
総合福祉学部	介護福祉マネジメント学科		40 人	160 人
	ソーシャルワーク学科		80 人	320 人
通信教育部	ソーシャルワーク学科		100 人	400 人
総合福祉学部		3 年次編入	100 人	200 人

別表第2 日本医療大学保健医療学部 教育課程 (第26条第2項関係)

略

別表第3 卒業要件

保健医療学部 略

総合福祉学部 略

通信教育部 総合福祉学部 ソーシャルワーク学科

必修科目	54単位
選択科目 (基礎教育科目)	15単位以上
選択科目 (専門基礎教育科目)	21単位以上
選択科目 (専門教育科目)	34単位以上
小計	124単位以上

別表第4 日本医療大学 入学検定料、入学金及び授業料等(第36条関係)

保健医療学部 看護学科、リハビリテーション学科、診療放射線学科、臨床検査学科及び臨床工学科

納付区分 費用	入学検定料	入 学 金	授 業 料	施 設 費	合 計
出 願 時	30,000	-	-	-	30,000
入学手続時	-	300,000	-	-	300,000
前 期	-	-	750,000	50,000	800,000
後 期	-	-	750,000	50,000	800,000
年 額	-	-	1,500,000	100,000	1,600,000

総合福祉学部 介護福祉マネジメント学科、ソーシャルワーク学科

納付区分 費用	入学検定料	入 学 金	授 業 料	施 設 費	合 計
出 願 時	30,000	-	-	-	30,000
入学手続時	-	300,000	-	-	300,000
前 期	-	-	500,000	-	500,000
後 期	-	-	500,000	-	500,000
年 額	-	-	1,000,000	-	1,000,000

通信教育部 総合福祉学部 ソーシャルワーク学科

納付区分 費用	入学検定料	入 学 金	授 業 料	施 設 費	合 計
出 願 時	30,000	-	-	-	30,000
入学手続時	-	100,000	-	-	100,000
前 期	-	-	125,000	-	125,000
後 期	-	-	125,000	-	125,000
年 額	-	-	250,000	-	250,000

変更の事由及び時期

1. 変更の事由

以下に記載の理由により、日本医療大学学則を改正する。

- ・本学総合福祉学部ソーシャルワーク学科に、通信教育部を設置することによる。

2. 変更の時期

令和 5年 4月 1日

新	旧
<p>第1条～第5条 略</p> <p>（学部及び学科）</p> <p>第6条 本学に、保健医療学部を置き、次の学科を置く。</p> <p>(1) 看護学科</p> <p>(2) リハビリテーション学科 理学療法学専攻及び作業療法学専攻</p> <p>(3) 診療放射線学科</p> <p>(4) 臨床検査学科</p> <p>(5) 臨床工学科</p> <p>2 本学に、総合福祉学部を置き、次の学科を置く。</p> <p>(1) 介護福祉マネジメント学科</p> <p>(2) ソーシャルワーク学科</p> <p><u>3 本学に通信教育部を置き、通信教育部は総合福祉学部ソーシャルワーク学科に置く。</u></p> <p><u>4 通信教育部の通信教育課程に関する事項は別に定める。</u></p> <p><u>5 本学の学部及び学科の教育上の目的</u></p> <p>生命の尊厳の理念に基づき、豊かな感性と教養で人間性を高め、高度な知識と技術を学修し、倫理的及び論理的な実践力で、地域社会に貢献する専門職業人を育成する。</p> <p>以下省略</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第5条 略</p> <p>（学部及び学科）</p> <p>第6条 本学に、保健医療学部を置き、次の学科を置く。</p> <p>(1) 看護学科</p> <p>(2) リハビリテーション学科 理学療法学専攻及び作業療法学専攻</p> <p>(3) 診療放射線学科</p> <p>(4) 臨床検査学科</p> <p>(5) 臨床工学科</p> <p>2 本学に、総合福祉学部を置き、次の学科を置く。</p> <p>(1) 介護福祉マネジメント学科</p> <p>(2) ソーシャルワーク学科</p> <p><u>3 本学の学部及び学科の教育上の目的</u></p> <p>生命の尊厳の理念に基づき、豊かな感性と教養で人間性を高め、高度な知識と技術を学修し、倫理的及び論理的な実践力で、地域社会に貢献する専門職業人を育成する。</p> <p>以下省略</p>

別表第1 入学定員及び収容定員

学部	学科	専攻	入学定員	収容定員
保健医療 学部	看護学科		150人	600人
	リハビリテーション ョン学科	理学療法学専攻	80人	320人
		作業療法学専攻	40人	160人
	診療放射線学科		100人	400人
	臨床検査学科		60人	240人
	臨床工学科		60人	240人
総合福祉 学部	介護福祉マネジ メント学科		40人	160人
	ソーシャルワー ク学科		80人	320人

通信教育 部 総合福祉 学部	ソーシャルワー ク学科		100人	400人
		3年次編入	100人	200人

別表第2 略

別表第3 卒業要件

保健医療学部 略

総合福祉学部 略

通信教育部 総合福祉学部 ソーシャルワーク学科

必修科目	54単位
選択科目（基礎教育科目）	15単位以上
選択科目（専門基礎教育科目）	21単位以上
選択科目（専門教育科目）	34単位以上
小計	124単位以上

別表第1 入学定員及び収容定員

学部	学科	専攻	入学定員	収容定員
保健医療 学部	看護学科		150人	600人
	リハビリテーション ョン学科	理学療法学専攻	80人	320人
		作業療法学専攻	40人	160人
	診療放射線学科		100人	400人
	臨床検査学科		60人	240人
	臨床工学科		60人	240人
総合福祉 学部	介護福祉マネジ メント学科		40人	160人
	ソーシャルワー ク学科		80人	320人

別表第2～3 略

別表第4

保健医療学部 看護学科、リハビリテーション学科、診療放射線学科、臨床検査学科及び臨床工学科

納付区分 費用	入学検定料	入学金	授業料	施設費	合計
出願時	30,000	-	-	-	30,000
入学手続時	-	300,000	-	-	300,000
前期	-	-	750,000	50,000	800,000
後期	-	-	750,000	50,000	800,000
年額	-	-	1,500,000	100,000	1,600,000

総合福祉学部 介護福祉マネジメント学科、ソーシャルワーク学科

納付区分 費用	入学検定料	入学金	授業料	施設費	合計
出願時	30,000	-	-	-	30,000
入学手続時	-	300,000	-	-	300,000
前期	-	-	500,000	-	500,000
後期	-	-	500,000	-	500,000
年額	-	-	1,000,000	-	1,000,000

通信教育部 総合福祉学部 ソーシャルワーク学科

納付区分 費用	入学検定料	入学金	授業料	施設費	合計
出願時	30,000	-	-	-	30,000
入学手続時	-	100,000	-	-	100,000
前期	-	-	125,000	-	125,000
後期	-	-	125,000	-	125,000
年額	-	-	250,000	-	250,000

別表第4

保健医療学部 看護学科、リハビリテーション学科、診療放射線学科、臨床検査学科及び臨床工学科

納付区分 費用	入学検定料	入学金	授業料	施設費	合計
出願時	30,000	-	-	-	30,000
入学手続時	-	300,000	-	-	300,000
前期	-	-	750,000	50,000	800,000
後期	-	-	750,000	50,000	800,000
年額	-	-	1,500,000	100,000	1,600,000

総合福祉学部 介護マネジメント学科、ソーシャルワーク学科

納付区分 費用	入学検定料	入学金	授業料	施設費	合計
出願時	30,000	-	-	-	30,000
入学手続時	-	300,000	-	-	300,000
前期	-	-	500,000	-	500,000
後期	-	-	500,000	-	500,000
年額	-	-	1,000,000	-	1,000,000

日本医療大学通信教育課程に関する規程

(令和5年4月1日制定)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、日本医療大学(以下「本学」という。)の行う通信による教育の特殊性に鑑み、本学則第6条第4項に基づき、通信教育課程(以下「通信課程」という。)の組織及び運営について、必要な基準を定めることを目的とする。

(通信課程)

第2条 本学通信教育部は、総合福祉学部ソーシャルワーク学科に、通信課程を置く。

第2章 通信教育部の組織

(通信教育部長)

第3条 通信教育部に、通信教育部長(以下「部長」という。)を置く。

- 2 部長は、通信教育部に関する事項をつかさどり、通信教育部を代表する。
- 3 部長は、本学教授のうちから、総合福祉学部教授会(以下「教授会」という。)で選出した者につき、学長が委嘱する。
- 4 部長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 部長に事故があるときは、その職務を代行する者を置くことができる。

(通信教育部委員会)

第4条 通信教育部に、通信教育部委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、部長及び5人の委員をもって構成する。
- 3 前項の委員のうち5人は、総合福祉学部長が指名し、学長が委嘱する。委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。
- 4 総合福祉学部長は、職務上、第二項の委員となる。
- 5 委員会は、通信課程の実施に関する重要な事項及び教授会から委任された事項について審議する。
- 6 委員会は、部長が招集し、その議長となる。
- 7 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(教員組織)

第5条 通信課程の授業は、本学の通信課程の教員が担当する。ただし、必要があるときは、その他の適任者に担当させることができる。

(事務局)

第6条 通信教育部の事務は本学事務局が行う。

- 2 事務局は、通信課程の実施に関する事務を所掌する。
- 3 事務局に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 正科課程、入学、休学、退学及び除籍

(正科課程及び正科生)

第7条 通信課程における正規の大学教育の課程を、正科課程という。

2 正科課程の学生を、正科生という。

(修業年限)

第8条 修業年限は、4年とする。ただし、第3年次に編入学した者は、2年の課程を修了したもののみならず。

2 在籍期間は、前項の修業年限に4年を加えた期間を超えることはできない。

(入学定員)

第9条 通信課程の入学定員は、100人とする。

(編入学定員)

第10条 通信課程の第3年次の編入学定員は、100人とする。

(入学の時期)

第11条 入学の時期は、4月とする。

(入学の資格)

第12条 本学に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (3) 外国において、学校教育による12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有する者として認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (8) その他、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学が認めた者で、18歳に達した者

(入学の出願)

第13条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて願いでなければならない。

2 提出期限、方法、提出すべき書類等に関する事項については、別に定める。

(入学者の選考)

第14条 入学志願者については、所定の入学試験を行い、合格者を決定する。

2 入学者の選考に関する事項については、別に定める。

(入学の手続及び入学許可)

第15条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに所定の手続きを完了した者に、学長は入学を許可する。

2 入学手続に関する事項については、別に定める。

(編入学)

第16条 第3年次に編入学を設定し、編入学を許可することができる。

2 第3年次に編入学を志願する者は、編入学の時期に、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 学士の学位を有する者

(2) 大学第2年次を修了した者

(3) 短期大学を卒業した者

(4) 高等専門学校を卒業した者

(5) 専修学校の専門課程のうち文部科学大臣の定める基準を満たす課程を修了した者で、かつ、第12条第1号から第5号までの各号のいずれかに規定する入学の資格を有する者

(6) 旧制高等学校若しくは専門学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格のある者

3 編入学の志願・許可及び手続については、第13条から第15条までの規定(これと直接関連する規定を含む。)を準用する。

(変更届)

第17条 学生が氏名を改め、又は居住地を変更したときは、その旨の変更届を提出しなければならない。

(二重学籍の禁止)

第18条 本大学通学課程又は他大学に在籍している者は、通信課程の正科生となることはできない。

(休学)

第19条 疾病その他やむを得ない事由により、3月以上修学できない者は、学長が教授会に意見を求め休学を許可することがある。

2 疾病その他の事由により修学が不相当と認められる学生に対して、学長は休学を命ずることがある。

3 休学期間は1年以内とする。ただし、通算して2年を超えることができない。

4 休学期間は、第7条に定める修業年限の期間に算入しない。

(復学)

第20条 休学期間が満了したとき、又は休学期間中にその理由が消滅したときは、学長が教授会に意見を求め復学を許可することがある。

(退学)

第21条 学生が退学しようとするときは、所定の書類を提出し、学長は教授会に意見を求め、許可する。

(再入学)

第22条 前条による退学者が3年以内に再入学を願い出た場合は、学長は教授会に意見を求め、これを許可することがある。

(除籍)

第23条 学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、学長は教授会に意見を求め、除籍することができる。

- (1) 第8条に規定する在学期間を超えるとき
- (2) 死亡の届出があったとき
- (3) 長期にわたり行方不明の届出があった場合
- (4) 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納入しないとき
- (5) 休学期間満了前に、復学、退学又は休学の願い出がないとき
- (6) 入学を辞退したとき
- (7) 本大学通学課程又は他大学に在籍している者

第4章 学年、学期及び休業日

(学年)

第24条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第25条 学期は次の2学期に分ける。

- (1) 前期 4月1日から9月30日まで
- (2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第26条 休業日は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)で規定する日
- (3) 創立記念日(5月2日)
- (4) 春季休業
- (5) 夏季休業
- (6) 冬季休業

2 学長が必要と認めた場合には、前項の休業日を変更することができる。

第5章 授業科目

(授業科目)

第27条 授業科目の名称、単位数、年次配当及び履修方法は、別表第一のとおりとする。

(単位数の計算方法)

第28条 各授業科目の単位数は、1単位について45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により計算する。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 1つの授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち、2以上の方法の併用により行う授業については、前各号の組み合わせに応じ、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

(授業の方法)

第29条 授業は、印刷教材等による授業(以下「通信授業」という。)、面接授業若しくは多様なメディアを利用して行う遠隔授業(以下「メディア授業」という。)のいずれかにより又はこれらの併用により行う。

(履修の方法)

第30条 正科生は、毎学年の初めに、その学年に履修しようとする授業科目について、指定された期日までに、履修届を提出しなければならない。

2 各年次において履修できる授業科目の単位数の上限(年次別最高履修単位)は、別に定める。

(教材)

第31条 授業のために、教材を配布又は指定する。

2 教材の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 基本教科書 通信教育部が発行する教科書
- (2) 指定教科書 市販教材の中から、通信教育部が教材として指定する教科書
- (3) メディア型教材 第34条第1項第2号及び第3号のメディア授業において利用するコンテンツ
- (4) 補助教材 通信教育部が別に発行する資料等

3 前項第三号に定めるメディア型教材については、第34条第1項第2号及び第3号のメディア授業を受講する者以外の者も別に定めるところにより視聴することができる。

(学習報告)

第32条 通信授業を受講する者は、所定の報告課題について、1単位につき1通以上の学習報告を提出し、添削指導を受けなければならない。ただし、面接授業又はメディア授業の受講をもって、学習報告の提出に代えることができる。

(面接授業)

第 33 条 正科生は、その在籍期間中に、面接授業を受講し、かつ、次の各号に定める区分に従って、授業科目の 10 単位以上(以下「面接授業単位」という。)を修得しなければならない。

- 2 面接授業は、本学の真栄キャンパス校舎において、本学の指定する期日に実施する。
- 3 面接授業の日時及び実施会場については、その都度公示する。
- 4 授業科目のうち、導入教育について修得した単位は、第 1 項各号の面接授業単位数に算入しない。

(メディア授業)

第 34 条 第 29 条に定めるメディア授業は、次の各号に掲げるものとする。

- (1)リアルタイム型メディア授業 テレビ会議システムを用いて、授業を中継した音声付き動画を当該授業を行う教室等以外の本学が指定する場所で視聴し、同時かつ双方向の指導を実施するもの
- (2)オンデマンド型メディア授業 インターネットを用いて、授業を録画した音声付き動画を任意の時間及び場所で視聴した後に、インターネット等を活用して双方向の指導を実施するもの
- (3)対面指導型メディア授業 インターネット又は電磁的記録媒体を用いて、授業を録画した音声付き動画を本学の指定する場所及び施設で視聴した後に、インストラクターによる対面指導を実施するもの

- 2 正科生は、その在籍期間中に、前項に定めるメディア授業を受講し、授業科目の単位(以下「メディア授業単位」という。)を修得することができる。
- 3 前項により修得した単位は、前条第一項各号の面接授業単位に代えることができる。
- 4 第 1 項第 1 号に定めるメディア授業の日時及び実施会場並びに同項第 2 号及び第 3 号に定めるメディア授業の開講期間については、その都度公示する。

(学習指導)

第 35 条 正科生の円滑な学修活動を促進するために、適時、必要な学習指導を行う。

(試験)

第 36 条 履修した授業科目については、定期試験を行い、学業成績を考査する。

- 2 試験に関する事項については、別に定める。

(成績の評価)

第 37 条 授業科目の成績の評価は、AA、A、B、C 及び D とし、AA、A、B 及び C を合格とする。

- 2 前項の成績評価基準については、あらかじめ明示するものとする。
- 3 合格した授業科目については、所定の単位を与える。
- 4 前項の成績は、学生に通知する。

(入学前の既修得単位の認定)

第 38 条 学長が教育上有益と認めるときは、第 16 条第 2 項各号に該当する者が履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生の制度により修得した単位を含む)を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 学長が教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に行った前条に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなすことができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、本学において修得した単位以外のものについては、前条により本学において履修したものとみなす単位数と合わせて62単位を超えないものとする。

第6章 賞罰

(学生の守るべき事項及び賞罰)

第39条 学生の守るべき事項及び賞罰に関し、この規程に定めがない事項については、通学課程の例による。

第7章 日本医療大学学則の準用

(この規程に定めがない事項)

第40条 通信課程の組織・運営に関し、この規程に定めがない事項については、本学学則・規程を準用する。

(改 廃)

第41条 この規程の改廃は、学長が教授会に意見を求め、理事会の議を経て、理事長が行う。

附則

この規程は、令和5年4月1日に施行する。

日本医療大学教授会規程

平成 26 年 4 月 1 日制定

(目的)

第 1 条 この規程は、日本医療大学学則第 46 条の規定に基づき、各学部に教授会を置く。各学部の教授会(以下「教授会」という。)の組織運営等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(構成員)

第 2 条 教授会は、学部長、専任の教授及び准教授をもって組織する。ただし、学部長が必要と認めた場合は、その他専任教員を加えることができる。

2 通信教育部の専任の教授及び准教授は、関係する学部の教授会の構成員とする。

(意見を求める事項)

第 3 条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定めるもの。

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長及び学部長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(議長)

第 4 条 教授会の議長は学部長とする。学部長に事故あるときは学部長があらかじめ指名した教授がこれにあたる。

2 議長は、教授会を主宰する。

(招集)

第 5 条 教授会は、原則月 1 回開催し、議長が招集する。

2 議長は、原則として教授会開催の 5 日前までに開催の日時、場所及び付議事項を各構成員に書面により通知しなければならない。

3 緊急を要する場合は、議長が相当と認める方法によって招集することができる。

(成立要件)

第 6 条 教授会は、構成員の過半数をもって成立する。ただし、教授会開催日の不在者のうち次の者は教授会構成員数から除くものとする。

(1) 休職者

(2) 留学研修中の者

(回 議)

第7条 議長は、第3条に掲げる意見を求める事項のうち、簡易かつ教授会を招集する時間がない場合は、書類を持ち回ることにより議決を求めることができる。

(議案の提出)

第8条 教授会への議案の提出は、議長が行う。

(議決数)

第9条 議決を要する事項については、出席構成員の過半数以上の賛成をもって決定する。

(発 言)

第10条 発言は、すべて、議長の許可を得てしなければならない。

(採決の方法)

第11条 議案について採決をする場合には、口頭、挙手又は無記名投票の方法により、議長がこれを定める。

2 口頭による採決は、付議事項について異議の有無を問う方法によることができる。

(書 記)

第12条 書記は、第21条に規定する大学事務局が行う。

(議事録の作成)

第13条 教授会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議長は、議事録の作成を書記に補佐させるものとする。

3 書記は、議事の経過を明確に記録するために、議長の許可を得て発言し、必要な確認をすることができる。

4 出席構成員から議事録について異議のあった場合は、その申出に基づいて、次の教授会に諮って、議長がこれを確認しなければならない。

(議事録)

第14条 議事録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 教授会の開催日時及び場所

(2) 開会及び閉会に関する事項

(3) 構成員現在数

(4) 出席及び欠席構成員の氏名

(5) 議案の件名

(6) 議事の経過概要

(7) 議決事項

(8) その他議長が必要と認めた事項

2 議事録は、常にこれを事務局長が保管するものとする。

(議事録署名人)

第 15 条 議事録には、議長及び議長の指名する議事録署名人がこれに署名及び押印しなければならない。

(関係者の出席)

第 16 条 議長は、必要があると認めるときは、関係者を教授会又は第 20 条に規定する委員会等に出席を求めることができる。

(議事録の閲覧等)

第 17 条 教授会の構成員は、教授会議事録を閲覧することができる。

2 議事録閲覧は、学部長に申出て議事録の管理責任者立会いのもと、指定された方法により行うものとする。

3 議事録閲覧は、校務遂行上の必要がある場合に限られ、その他の目的に利用することはできない。

(欠席等の届出)

第 18 条 教授会構成員がやむを得ない事由によって欠席、遅刻又は早退するときは、原則として事前にその事由を付した書面をもって議長に届け出るものとする。

(周知の措置)

第 19 条 事務局長は、教授会の議決事項のうち、構成員以外の者に関係ある事項については、周知の処置を行わなければならない。

(教授会内委員会等の設置)

第 20 条 教授会は、専門的事項について調査及び検討するため、教授会内に委員会等を置くことができる。

(事務の所管)

第 21 条 教授会の事務は、大学事務局において所管する。

(補 則)

第 22 条 この規程に定めるもののほか、教授会の運営について必要な事項は、別に定める。

(改 廃)

第 23 条 この規程の改廃は、学長が教授会に意見を求め、理事会の議を経て、理事長が行う。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する